

平成22年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年9月13日（月）

議 事 日 程（第4号）

平成22年9月13日午前10時開議

日程第 1 議案質疑 報告第9号ないし議案第73号

日程第 2 請願第6号ないし請願第7号

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑 報告第9号ないし議案第73号

日程第 2 請願第6号ないし請願第7号

出席議員

議 長	茅 根 猛 君	副議長	山 口 恒 男 君
1 番	藤 田 謙 二 君	2 番	赤 堀 平二郎 君
3 番	木 村 郁 郎 君	4 番	深 谷 渉 君
5 番	鈴 木 二 郎 君	6 番	平 山 晶 邦 君
7 番	益 子 慎 哉 君	8 番	菊 池 伸 也 君
9 番	深 谷 秀 峰 君	10 番	高 星 勝 幸 君
11 番	荒 井 康 夫 君	12 番	成 井 小太郎 君
14 番	片 野 宗 隆 君	15 番	福 地 正 文 君
17 番	川 又 照 雄 君	18 番	後 藤 守 君
19 番	黒 沢 義 久 君	20 番	沢 畠 亮 君
21 番	高 木 将 君	22 番	宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	大 森 茂 樹 君
市民生活部長	豊 田 紀 雄 君	保健福祉部長	安 田 隆 君
産 業 部 長	江 幡 治 君	建 設 部 長	菊 池 拓 夫 君
会 計 管 理 者	岡 部 芳 雄 君	水 道 部 長	大和田 猛 君
消 防 長	菊 池 勝 美 君	教 育 次 長	川 上 明 文 君
秘 書 課 長	宇 野 智 明 君	総 務 課 長	山 崎 修 一 君
監 査 委 員	中 村 弘 君		

事務局職員出席者

事務局 長 時野谷 彰
主査兼議事係長 関 勝 則

副参事兼総務係長 吉 成 賢 一

午前 10 時開議

○議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 報告第 9 号ないし議案第 73 号

○議長（茅根猛君） 日程第 1，議案質疑を行います。報告第 9 号から議案第 73 号まで、以上 33 件を一括議題とし、通告順に発言を許します。

6 番平山晶邦君の発言を許します。6 番平山晶邦君。

〔6 番 平山晶邦君登壇〕

○6 番（平山晶邦君） 平山晶邦であります。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私は議案第 51 号から議案第 60 号にかかわる普通会計における財政状況について、関係部長、そしてまた、監査委員に対して意見を求めます。

まず、私たちに配られました決算の 51 号から 60 号の議案であります。その中で監事の意見調書、皆様もお持ちだと思いますが、その 9 ページの中で、財政力指数の 20 年度と 21 年度を比較しますと 0.004 悪化しております。そしてその理由がこの意見書等に述べられておりませんので、財政力が悪化した理由は何なのか。

それと計画的な財政運営の基準であります実質収支比率が悪化しているわけではありますが、その理由。

3 として、財政構造——よく財政構造の弾力性ということが言われますが——、その基準であります経常収支比率、これは昔は 75% 以下が弾力性があるという形で望ましいということだったのですが、今は公会計がこの四、五年の間に相当変わって、経常収支比率の基準も変わってきていると思いますが、本市における 21 年度の経常収支比率 92.8% は、これはどのように考えればいいのかということでございます。

4 番として、弾力性を確保するという意味では、公債費比率——これも 12 から 13% 以下が公債費比率としては望ましいとされておりますが、これが 12.6% というのはどのように考えた方がいいのかという、これに関して説明を求めたいと思います。

また、5 番の常陸太田市の市民 1 人当たりの投資的経費はどのような状況であるのかというの

が、この内容を見てもちょっとわかりませんので、市民1人当たりの投資的経費は今どのくらいになっているのかというこの5点について、関係部長にはその理由、そしてまた、監査委員は監査委員としてこれらのことに対してどのように考えるのかという意見を求めたいと思います。

監査委員の調書を見てみますと、総括的に一般会計の中ではこれしか書いていないんです。「中長期的展望に立った適切かつ効率的な財政運営をさらに望むものである」というのが3ページの一般会計の項に書いてあります。今私が述べました財政力指数だとかそういうふうなものに対して、監査委員さんとしてどのように考えているのかというご所見をお伺いしたいと思います。

以上、5点について質疑をいたします。

○議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 大森茂樹君登壇〕

○総務部長（大森茂樹君） 議案第51号から議案第60号までの平成21年度普通会計決算におきます財政状況について5点の質疑がございました。それにお答えしたいと思います。

まず、1点目の財政力指数の悪化の理由でございますが、財政力指数は、市の財政力——いわゆる体力を示す指数でありまして、指数が高いほど財源に余裕があると言われております。算出方法は普通交付税算定に用います基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3年間の平均値で示す指数であります。平成21年度におきましては0.449となり前年度を0.004下回ってしまいましたが、この要因となりましたのは、分子となる基準財政収入額に算入されます自動車取得税交付金の減や減税補てん特例交付金の廃止による減。または、分母となる基準財政需要額に算入されます地方再生対策費の増や合併特例債償還費用の増などに伴い、指数が減となったものであります。

2点目の実質収支比率についてでございますが、平成21年度は4.4%と前年比1.4ポイント上昇しております。平成21年度決算におきましては、平成20年度からの繰越し事業に1億3,200万円の大きな不用額が生じたことから繰越金が増えまして、実質収支が膨れ上がったものであります。繰越し事業のため、契約差金の補正減の減額ができなかったことが大きな理由でございます。今後はより精査した予算計上を心がけていきたいと考えております。

3点目の経常収支比率についてでございますが、平成21年度の経常収支比率は92.8%で、1.1ポイントの増となっております。要因としましては、平成21年度臨時財政対策債の本市の発行限度額は10億5,900万円でしたが、これを5億円に抑制したことなどによりまして、比率が増となっております。なお、仮に平成20年度同様、限度枠まで借り入れした場合の経常収支比率は89.6%となりまして、前年度を下回ったということでございます。また、議員ご発言のとおり、以前におきましては、経常収支比率は75%程度が望ましいとされていましたが、平成20年度におきます経常収支比率は、全国市区町村平均91.8%、茨城県市町村平均90.8%、常陸太田市91.7%となっており、公共事業の地方債振りかえや三位一体の改革による地方交付税の減少などから全国的に高くなっているのが現状でございます。

4点目の実質公債費比率についてでございますが、実質公債費比率は、従来の公債費比率に公営企業や一部事務組合、地方公社、第3セクター等の償還のうち、普通会計が負担した額も含め

たものとなっております、平成21年度本市の比率は12.6%となっております。平成20年度全国市区町村平均11.8%、茨城県市町村平均12.8%に比べますと、常陸太田市は13.7%とやや高目の数値となっておりますが、本市は基金残高や将来交付税に算入されます地方債が多いことなどから、将来負担比率は全国市区町村平均100.9%、県市町村平均95.7%を大きく下回り78.6%となりました。今後とも将来負担を考慮しました市債の借り入れに努めていく所存でございます。

5点目の人口1人当たりの投資的経費についてでございますが、平成21年度の投資的経費につきましては31億2,181万8,000円となっております、平成21年10月の常住人口の5万6,987人で割りますと、1人当たりの投資的経費は5万4,787円となります。

平成21年度の主な投資的経費事業としましては、峰山中学校建設、磯部町団地建設、プラトーさとみの改修、駅周辺整備などを実施しております。

以上でございます。

○議長（茅根猛君） 中村監査委員。

〔監査委員 中村弘君登壇〕

○監査委員（中村弘君） 普通会計における財政状況についてのご質問に回答します。

1点目の財政力指数についてでございますが、基準財政需要額の影響もありますけれども、市税等の基準財政収入額の増収を図り、健全な財政運営に努めていかれるよう期待いたします。

2点目の実質収支比率については、3から5%が望ましいとされており、当市の場合、その範囲に入っております。今後においても計画的な予算の執行管理に努めていかれることを期待いたします。

3点目の経常収支比率につきましては、歳入面において今後の地方交付税が不透明な状況であることから、歳出において経常経費の抑制を図り、財政構造の弾力性確保に努めていかれることを期待いたします。

4点目の公債費率は12から13%が望ましいとされているが、実質公債費比率12.6%はどのように考えるかということではありますが、実質公債費比率が18%を超える団体は、地方債を発行するときに国や県の許可が必要となり、また、25%を超える団体は、単独事業等の起債を制限されることになっております。当市の実質公債費比率については、公益企業等の償還のうち、普通会計を負担した額を含めたものであるもので、このような数値になったものと思われます。今後においては、将来の財政状況を見据えた財政運用を努めていくことを期待いたします。

最後に、投資的経費につきましては、将来残るものであり、整備された施設につきましては、市民の福祉の増進を図り、利用目的に応じた結果的な効果を期待いたします。

以上でございます。

○議長（茅根猛君） 6番平山晶邦君。

〔6番 平山晶邦君登壇〕

○6番（平山晶邦君） 2回目の質問というか、内容等に関してはよく理解をいたしました。

先ほどの意見書の中で、実質収支比率が悪化するというのは不用額が多くなったということ

で総務部長が述べられましたが、細かい点を言えば、例えば9ページにも不用額が前年から比べると70%も多くなっているという形になっております。70%の不用額が前年より増えるというのは、予算を決めるとき、そしてそれを使うときにもっときちっとしていただきたいというふうに要望をしておきます。私も決算委員でございますので、その他細かいことは決算委員会の中で述べさせていただきたいと思います。

それとまた、監査委員の意見書でございますが、今中村監査委員から丁寧なご指摘をいただきました。でき得るならば今後の監査委員の意見調書の中に、今述べられたような内容をきちっと織り込んで、そして意見書としてまとめていただければありがたいということを要望いたします。私の議案質疑といたします。ありがとうございました。

○議長（茅根猛君） 次、22番宇野隆子君の発言を許します。22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

○22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第43号、63号の2件について質疑いたします。

ページ11の議案第43号常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例の制定についてです。墓地の設置及び管理に関する条例は、4地区それぞれありますけれども、条例及び執行規則を廃止して、平成23年4月1日から施行する条例の制定が今回提案されているわけです。ページ11の提案理由を見ますと、「市霊園墓地の一体的な整備及び管理を図るため、本条例を制定するものとする」とありますけれども、今議会に提出されたその経過について伺いたいと思います。

ページ14の第10条使用料についてですけれども、各4地区の使用料に今変わりはありません。若干水府地区の霊園ですが、これについては6カ所ありますけれども、料金を見ますと100円単位まで出ておりますが、例えば常陸太田市松平第一霊園、44万円となっておりますけれども、現行では44万840円と。いずれもこういう100円の単位まで出ているわけですけれども、この単位については切り捨ててありますが、それについては引き下げるということで1,000円単位にまとめたというように考えますけれども、このあたりのご説明をお願いしたいと思います。

それから、ページ15の第2項でありますけれども、「常陸太田市以外に住所を有する者の使用料は、前項に定める使用料の3割増しとする」と。「ただし」ということでありますけれども、各4地区調べますと、常陸太田地区と金砂郷地区は市外については3割増、水府地区、また里美地区においては5割増しということになっておりますけれども、この中で3割増しで統一した理由について伺います。

続いて3項ですけれども、「前項の使用料は前納とする」となっております。現行を見ますと、金砂郷地区、水府地区におきましては前納ということになっておりまして、常陸太田地区は原則としては前納と、市長が必要と認めた場合には6カ月を超える範囲で延納を認めると。里美地区においては前納の規定はなく、分割納入、また納入期限の延長を認めると、このようになっておりますけれども、どのような理由で原則前納と制定をされたのか伺います。

それから、第12条の管理料です。この2項にあります「年度途中に使用許可を受けた場合は

1年とみなす」と。ページ20を見ますと、この中の上段に管理料としまして13条の2項、「管理料の納期は5月末日とする」と。そして減免ですけれども、「市長が条例第22条第3項の規定に基づき、管理料を減免するのは次に掲げる場合とする」と、こういうことで2項まで載っておりますけれども、この中で私は、「途中でも1年とみなす」というところでは、15ページに戻りますが、市長が特別の理由があると認める場合に月割納入も含まれているのかどうか伺いたいと思います。

次に、管理料ですけれども、この管理料につきましては、ページ24に掲載されておりますけれども、常陸太田地区は2カ所ありまして管理料は現行と同額ということで、それは瑞竜霊園についてですけれども、町屋霊園につきましては1,260円が440円アップの1,700円ということで改定されます。常陸太田市玉造霊園――これは同額です。常陸太田市松平第一霊園を初めとする天下野の第二霊園までの水府5カ所につきましては、組合が今管理されておりますから、これまで管理料というのは条例の中には料金が設定されておりましたけれども、これについて、水府の組合の維持管理が今後どのようなようになるのか伺いたいと思います。

それから、里美地区ですけれども、これについては霊園が9カ所ありまして、現行では一律年額300円、これが1,700円ということで、約6倍近くの料金に設定されているわけですけれども、それぞれの積算根拠について伺いたいと思います。

次に、議案第63号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算について、8件伺いたいと思います。

ページ8の歳入、款の15県支出金、5の商工費県補助金、節の1商工費補助金ですけれども、1,485万1,000円。内容は重点分野雇用創造事業費補助金ということで、当初予算でも組まれておりますが、その補助金によって今回歳出で6事業上げております。その6事業がページ11、目の15パートタイマーの賃金。それからページ14、障害者福祉費の中のパートタイマー賃金。ページ16の保健衛生総務費、これもパートタイマーの賃金。それからページ17、農業委員会の賃金。それとページ18、観光費の中の報酬、同じくページ18、目の4観光費の節の13委託料。それぞれこの6事業の事業概要、それから、何名雇用をしてその雇用期間、それぞれについて伺いたいと思います。

それから、次に22ページ、目の3文化振興費、この中の節の19負担金補助及び交付金1,038万8,000円の補助金について、それぞれ国重要文化財保存整備費878万8,000円、県指定文化財整備費が160万円と、それぞれの事業概要について伺いたいと思います。

次に、ページ23、目の7資料館費、この中の節の17公有財産購入費852万円ですけれども、この内容は旧法務局土地建物購入費となっております。資料館費で出ておりますので、今後3つ目の資料館をつくるという予定になっているのかと思いますけれども、現在の保管の状況、また、この法務局を購入した場合の活用方法、そして建物を購入してそのままは使えないでしょうから当然改修が必要になってくると思いますけれども、今後の改修費、そして改修した後の開設ですけれども、その4点について伺いたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 豊田紀雄君登壇〕

○市民生活部長（豊田紀雄君） 霊園基地の設管条例に関するご質問にお答えしたいと思います。
6点ほどありましたが、1点ずつ答弁したいと思います。

1点目の条例改定に至った経過と背景ということですが、合併時に調整を行ってきましてけれども、墓地については地域性とかもろもろの要因がありまして、調整がなかなか図れなかったということで、永代使用料、管理料すべて、管理形態も含めてですけれどもできなかったということですが、現在の動きを見ますと、今までは従前各地区の墓地に入っていたんですが、ここ五、六年になりますと、水府地区の人、金砂郷地区の人が瑞竜霊園を購入するというような、広域的な動きが出てきたという現実がございます。そういったところで、今までは各地区ごとのルールでやればほぼ足りたんですが、そういったことで考え方を統一しておかないといろんな問題が出てくるということで、今回思い切って条例改正の提案という形になった経過でございます。

それから、2点目の使用料の切り捨てについては、ご質問のように端数が若干出ておりましたけれども、これは対外的な、割り増しのほうも含めましてそのために整理をさせていただいたということでございます。

3点目の3割増しに至った経緯ということですが、旧条例においては3割と5割増しということで定めてありました。基本的には税金を使って地区住民のために整備をするという考えがありまして、地区外住民に格差があってしかるべきとの見解から、今までこういった割り増し、5割増しというような形で推移してきたというふうに推測しているところであります。

これらについては、県内他市の状況を確認して検討したところでありますが、この割り増し制度を作っているのは日立市と東海村であります。格差がない市町村が常総市と潮来市ということで2市。その他については、市民、いわゆる住所を有している人のみに使用を認めるということでこれが13市でございます。ですので、原則はやはりその地区の住民のための墓地整備ということの見解が大半であるということでありまして、今回割り増しについては継続するという中で3割と5割の調整がありましたけれども、これについては、隣接では日立市であります、鞍掛山の霊園で2割増しであります。これは比較しますともとの永代使用料が82万8,000円で、2割増しで約100万円ということになり、うちのほうは同じ規格で44万円で、57万2,000円くらいになるということで、この割り増しは極端に常陸太田が高いとかということではありませんので、この辺を判断しながら基本的には格差をつけることが望ましいという判断で3割増しに決定したということでございます。

それから、4点目の前納とすることということですが、ご質問のように各地区ごと6月を超えない範囲の延納、それから水府に至っては減免もあります。前納ということで減免。それと里美が分割購入ということでありましたけれども、個々確認しましたところ、この該当、実績がないということ、それから理由として、現在お墓を購入するときには、瑞竜霊園等を見ましても計画的にお墓の準備をしている傾向、それから、欲しいということで先着順で申し込みをして

いる実情、これらを見まして、基本的な考え方としては他市民と比較しまして、受益者負担の原則と平等性を考えたということで、使用許可時には納入していることが望ましいという判断で前納のみとした背景がございます。

それから、5点目の管理料については「そのときに」ということで、そのまま読んでいただきたいと思いますけれども、事務上、月割はなしということでご理解いただきたいと思います。

第6点目の管理料の積算根拠と管理組合の関係であります。水府の管理組合については3組合がありまして、里美もそうです。町屋霊園もそうですけれども、現在、市直営のものと管理組合に委託しているものが2種類ありまして、これについては従前どおり今後も継続してやっていきたいということで基本的には考えています。

それで、今回の管理料の算定基準、規則等で定めさせていただきますけれども、それについては、市直営になったという一定の考え方を統一しまして、管理料を算定してきたということで、業者に委託して管理をしていく、最低限の維持管理費をそれぞれに応分の負担をいただくという観点から、全霊園墓地を見まして、業者に見積もりをいただきました。そういったことで逆算したのが1,700円から2,000円というような形で金額が出たということでありますので、将来、例えば管理組合が高齢化して維持ができません、都市部に出ていますということになれば、市直営ということになりますので、それらも含めて将来まで読んだ中で1つの算定基準を出させていただいたということであります。

以上でございます。

○議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 江幡治君登壇〕

○産業部長（江幡治君） 議案第63号平成22年度一般会計補正予算の中で、商工費補助金に係る重点分野雇用創造事業についてのご質問にお答えをいたします。

この重点雇用創造事業につきましては、22年度限りの事業でございますので、今回雇用を予定しております14名の方すべてが、10月から3月までの6カ月という雇用期間を予定してございます。

今回予定をしております6事業の概要であります。初めに11ページの複合型交流拠点施設整備事業費の中に計上しました予算につきましては、農家の所得向上、農林畜産物の生産振興、販路拡大とあわせまして、複合型交流拠点施設の直売所における農産物等を確保するため、農林畜産物及び加工品等につきまして、調査員を雇用して生產品目、生産量、出荷状況などについて聞き取り調査を行い、集荷計画作成等の資料とするものでございます。雇用は8名を予定しております。

次にページ11、諸費であります。空き家の実態調査ということで、現在空き家調査、空き家の情報が10件でございます。ここで調査員を雇用しまして、市内全域において空き家の実態を調査しまして、空き家台帳を整備しデータベース化を図っていくものでございます。

次に、3つ目のページ15、保健衛生総務費に計上してあるものでございます。母子保健充実業務支援事業としてパート職員を雇用しまして、妊婦や乳幼児の健康診査を行うためのデータ

ベースの作成並びに妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの未受診者、各種予防注射の未接種者に対する受診接種の勧奨を行い、受診率等の向上によりまして母子保健の充実を図るものでございます。雇用は1名を予定しております。

4つ目のページ17、農業委員会総務費に計上しましたパートタイマー賃金でございますが、昨年12月の「農地法」の改正によりまして、農地基本台帳の管理項目が追加になりました。このためこのシステムの変更に合わせてパート職員を雇用しまして台帳を整備するものでございます。

5つ目のページ18、観光費に計上しました報酬でございます。これにつきましては、観光交流施設サービス向上事業ということで、本市の観光施設であります西山の桃源、水府竜神観光施設ぬく森の湯などにおける接客サービス向上のために、接客等のアドバイザーを雇用して、おもてなしの心や接客マナーアップにより観光施設におけるサービス向上を目指すものでございます。雇用は1名を予定しております。

6つ目のページ18、観光費の委託料で計上しております指定管理施設地産地消推進事業につきましては、4月にリニューアルオープンしましたプラトーさとみにおきまして、オープンに向けて雇用した調理師の雇用契約が6月に終了し、現在振興公社職員による調理となっております。この中で、地産地消をより推進するため、専門の調理師により地場産材を取り入れたレストランメニューを開発し、地産地消を推進していくために里美ふるさと振興公社に委託して地産地消事業を推進するものでございます。この委託事業の中で雇用は1名を予定しております。

先ほどの答弁の中で、空き家の実態調査につきましては、雇用は2名でございます。それから、農地基本台帳システムの改良事業につきましては、雇用は1名でございます。

○議長（茅根猛君） 教育次長。

〔教育次長 川上明文君登壇〕

○教育次長（川上明文君） 議案第63号の中で、教育費関係のご質疑にお答えをいたします。

初めに、22ページ、3目文化振興費19節の国重要文化財保存整備費補助金878万8,000円につきましては、国指定史跡水戸徳川家墓所の保存整備事業への補助金でございます。この事業主体は所有者でございます財団法人水府明徳会と水戸徳川家個人でございます。管理責任者である財団法人水府明徳会におきましては、保存整備計画策定委員会を組織いたしまして、整備に向けた取り組みを進め、文化庁と整備の方針、内容について協議を進めた結果、本年6月1日付で国庫補助事業としての採択を受けたところでございます。

整備事業の概要、計画でございますが、第1段階として、史跡内の修理と応急対策を中心とした6カ年計画が示され、その後に本格的な整備事業に入ることが予定されております。今年度の事業といたしましては、かやぶき屋根の腐朽が進んでおります御装束所の一部解体、木柵などの破損した構造物の撤去、倒木などの際に史跡に損害を与えるおそれのある樹木の伐採、排水路の応急対策、史跡内への侵入防止柵の設置、史跡内の詳細な敷地計測料等でございます。来年度以降は、御装束所の修理や管理用道路の敷設、墓所石垣の修理、樹木の伐採等が実施される予定になっております。

なお、これらの事業の実施に当たりましては、財団法人水府明徳会が委嘱した各分野の専門家からなる委員会を組織し、指導、助言を受けるとともに、文化庁の文化財調査官に来ていただきまして、指導を受けながら進められております。また、市といたしましても事業の進捗状況を随時チェックすることによりまして、各事業、各工事等の着手、完了の際には立ち会いの上、文化財の価値を損ねることのないよう対応しているところでございます。

続きまして、県指定文化財整備費補助金１６０万円についてでございますが、県指定史跡西山荘の御殿の雨漏りの応急対策と御殿西側にございます御文庫の土台、屋根の修理、周囲の排水対策に３カ年での事業が計画されております。事業主体は、所有者である財団法人水府明徳会で、総事業費はおおむね９５０万円でございます。このうち本年度の事業費は３２０万円で、財団が１６０万円を負担し、残額の１６０万円を市が補助金として交付しようとするものでございます。

今年度の主な事業は、御殿裏側の雨漏り箇所への応急対策といたしまして、鉄板ぶきをほどこします。御文庫は基礎の据え直しとこけらぶき屋根のふきかえを行います。また、建物からの水の浸入を防ぐために、建物周囲の景観に配慮しながら排水用の側溝を敷設いたします。

なお、西山荘につきましては、徳川家墓所と同様の保存整備計画が必要となっておりまして、これから、現在、所有者が主体となりまして、策定委員会の設立に向けまして準備を進めているところでございます。

続きまして、２３ページ、７目資料館費１７節の旧法務局土地建物購入費８５２万円につきましては、現在の郷土資料館を補完する施設として活用するために購入しようとするものでございます。

内容は、敷地が宅地２室からなっておりまして、合わせまして７７４．０９平方メートル、建物につきましては、鉄筋コンクリートづくり２階建て、床面積２５０．２５平方メートル、延べ床面積５００．５０平方メートルでございます。

現在の郷土資料館の状況についてでございますが、現在の郷土資料館は旧市役所庁舎を改装いたしまして、昭和５５年に郷土資料館として開館して、今年で開館３０周年を迎えた施設でございます。設備的に不備な点が幾つかございまして、特に収蔵施設は設備、面積ともに十分なものとはなっておりません。合併後、旧町村から資料を引き継ぐとともに、梅津福次郎関係資料約１００点の寄贈や、佐竹氏関係資料の寄託等、資料の収蔵数が増加してきており、会議室と展示室の一部を収蔵スペースに転用して対応しているところでございますが、それでも収蔵機能が限界にきている状況にございます。

また、平成６年度に開館しました分館につきましては、展示室のみの施設であり、土地建物を借用していることから、大きな改修はできない状況にございます。

次に、取得後の活用についてでございますが、現在、資料館において大きく不足しております機能としては、収蔵機能と資料公開に対応する閲覧の機能であることから、これらの機能を補う施設といたしまして、従来から収蔵しております書画や歴史、美術などの資料、約４、７００点に加え、市民の皆様から寄贈いただきました約１、５００冊の図書についても広く公開できる施設としての活用を考えております。

近年、郷土資料館の来館者が増加しておりまして、平成18年度には来館者数2,300名でしたが、平成21年度には8,000名の皆様にご来館いただいております、この施設が整備されればさらに多くの皆様にご来館いただけるものと考えております。

次に、改修に要する経費でございますが、収蔵庫内に調湿機能を持たせるため、板張りをほどこしたり、設備等の一部改修をする経費が必要となってまいります。また、この建物は昭和48年に建てられたものでございまして、耐震診断調査を行わなければなりませんので、その調査結果を踏まえて改修に要する経費とあわせて今後算出をしてみたいと考えております。

最後に、今後のスケジュール等でございますが、平成23年度に耐震診断調査とそれに基づく改修の設計を行いまして、平成24年度に改修工事を実施し、できるだけ年度中に供用開始ができるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（茅根猛君） 22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

○22番（宇野隆子君） それぞれご説明いただきましてありがとうございます。

霊園墓地についてですけれども、ページ24の管理料ですが、水府地区の組合において、また、里美地区の住民の皆さんの反応、これらについて、里美地区においても年額300円から1,700円ですから大幅な管理料の引き上げになるわけですが、このあたりの里美地区の市民の皆さんの反応をお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、常陸太田市の瑞竜霊園につきましては、下の注意書きにありますように、管理料は前納、瑞竜霊園の管理料については3年ごとに3年分を一括して納入すると、こういう形でやってきたわけですが、そうすると常陸太田地区においてはこれまでどおり3年分一括納入と。それから、その他の霊園につきましては、毎年5月末日までというような2つの方法をとられますけれども、私はこの改正の中で、例えば常陸太田市瑞竜霊園ですが、これについては従来どおりの3年分一括納入、これも残しながら毎年年額を納められるようなことは考えられなかったのかどうか。そして3年分一括納入の場合には、前納還付金……、前納奨励金じゃなくて何ていいましたかね。そういう方法をとることは考えられなかったのかなど。ですから、この管理料についても新しく制定しながら2つの方法を取り上げたということについて伺いしたいと思います。

先ほどの「前納報奨金」ですね。そういうことで今、瑞竜霊園につきましては現行どおり3年間一括納入しておりますけれども、例えば1年ずつ納めるような形もとりながら、これまでどおり3年間納めたときに前納報奨金という方法も検討されなかったのかどうか伺いたいと思います。

議案第63号の補正予算についてですけれども、ページ22、23の文化財振興費、それから資料館費、これらについては丁寧にご説明いただきましてよくわかりました。常陸太田市の文化財として、やはりきちんと整備を進めていくということは大事なことでありますので、予算もかかりますが、こういったことでは力を入れていってほしいと思います。

重点分野雇用創造事業補助金ですが、県の要項を私も調べませんでしたが、重点分野雇

用ということで、この上げられた事業がいずれもそれらに合致しているのかどうかというのは、一般会計でもできるのではないかなというような感もいたしますけれども、この中で、6事業が補助金関係では今年度いっぱいですから、10月から来年の3月までの6カ月間ということで、それぞれその6カ月間で終了するのかどうか。終了しない事業については、今後、来年度一般会計から継続して行うのかどうか、それらについて伺いたいと思います。

それから、観光費の中でのページ18の指定管理施設地産地消推進事業委託料プラトーさとみですけれども、4月から6月の間はレストランにシェフが配置されていたということで、今現在はいないということで、メニュー作り、その他についての作業を行う料理人を採用するというようなことでありますけれども、これも半年間という期限付で、今後、地産地消推進ということで地場産のものを使ったレストランの運営ができるのかどうか、今後についてのお考えもあわせてご説明をいただきたいと思います。

その他のパートタイマーの賃金の内容についてはわかりました。

以上です。

○議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 豊田紀雄君登壇〕

○市民生活部長（豊田紀雄君） 2回目の質問にお答えいたしたいと思います。

1点目の水府地区、里美地区の組合の反応ということでありますが、これについては今年度もそうですけれども、昨年度からそういった管理料の値上げということもあり得るということで、2度ほど各役員、組合に全部、町屋霊園、それから水府地区3組合、それから里美地区ということで当たっております。

最初、1,700円、2,000円という線が出ましたので、初めは驚いていたのが実態だと思います。ただ、自分たちで組合を管理していくということになれば、管理料は納めますけれども、自分たちでやった場合についてはそれは委託料ということでありますので、その趣旨は理解いただいたと。それで受益者負担ということについても理解いただいたというふうに解釈しております。ですから、真っ向から反対ですよという意見はなかったということでご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の瑞竜霊園の管理料一括納入であります。これについては検討したかどうかということでありますが、これは1年か3年かということで、これは内部でも検討いたしました。現在、瑞竜霊園については1,670区画ありまして、これを3年に1回ということでありますので、単純に1年平均しますと550件の処理で済むと。毎年1,670件を納入、発送ということになると、事務的にも人件費……、今兼務で職員がやっております。そういったことで、従来どおり瑞竜霊園については基数が多いということでご理解いただきたいと思います。それから前納報奨金、3年一括ということでありますが、これについては検討しておりません。

以上でございます。

○議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 江幡治君登壇〕

○産業部長（江幡治君） 平成２２年度の一般会計補正予算の中の重点分野雇用創造事業についての再度のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、本事業が今年度限りの事業でございますので、現時点では今回の計画の中で、６カ月の中で成果が出せるように努めていく考えてございます。

また、プラトーさとみについてでございますが、プラトーさとみにつきましては、指定管理者である里美ふるさと振興公社が継続雇用……、今度は振興公社としまして継続雇用も視野に入れて事業を推進してまいるといようなことで考えてございます。

○議長（茅根猛君） ２２番宇野隆子君。

〔２２番 宇野隆子君登壇〕

○２２番（宇野隆子君） 霊園墓地の設管条例ですけれども、３年分一括納入ということは、こちらの行政の便宜上、そういった方法をとられているということも考えれば、金額もそう少額でもありませんし、今後３年間一括納入ということで報奨金なども検討課題に乗せていってほしいということ要望して、私の議案質疑を終わります。

○議長（茅根猛君） 以上で質疑を終結いたします。

○議長（茅根猛君） 報告第９号、報告第１０号については、報告事項となっておりますので、以上をもって終了といたします。

お諮りいたします。

議案第５１号から議案第６２号まで、以上１２件については、１０人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５１号から議案第６２号まで、以上１２件については、１０人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第７条第１項の規定により、藤田謙二君、赤堀平二郎君、木村郁郎君、深谷渉君、鈴木二郎君、平山晶邦君、益子慎哉君、深谷秀峰君、成井小太郎君、宇野隆子君、以上１０人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました１０人を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第８条第２項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたしま

す。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 12 分再開

○議長（茅根猛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長、益子慎哉君、副委員長、深谷秀峰君。

以上であります。

○議長（茅根猛君） 次に、議案第 43 号から議案第 50 号、並びに議案第 63 号から議案第 73 号まで、以上 19 件については、お手元に配付してあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 2 請願第 6 号ないし請願第 7 号

○議長（茅根猛君） 次、日程第 2、請願第 6 号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に関する請願、請願第 7 号子宮頸がんの予防措置実施の推進に関する請願、以上 2 件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 6 号、請願第 7 号については、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、文教民生委員会に付託いたします。

○議長（茅根猛君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、9 月 22 日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前 11 時 14 分散会